

地域包括支援センターの事業評価について（案）

1. 事業評価の背景

地域包括支援センターの評価については、これまで市が策定した地域包括支援センターの事業の方針に基づき、毎年度運営協議会において各地域包括支援センターの評価を実施してきたところだが、平成 29 年 6 月 2 日公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、地域包括支援センターの設置者が事業の質の評価を行うとともに、事業の実施状況を評価することが義務づけられた。

このことを受け、本市においても効果的な評価を行うため、評価方法及び様式等を見直すこととした。

【参考】介護保険法抜粋（法第 115 条の 4 6）

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第 1 項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

2. 事業評価の目的

地域包括支援センターの業務を遂行するため、それぞれの地域包括支援センターにおいて地域の実情に応じた業務内容について年度ごとに事業計画を立て、より効果的な事業運営を目指しているところである。

今後、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターの機能をさらに強化し、安定的・継続的に運営されることが重要であるため、地域包括支援センターが自らの取り組みを振り返るため自己評価を実施するとともに、市が運営や活動に対する評価を行うことによって、地域包括支援センターのサービスの質の向上や事業の公平・公正な運営の確保を図る。

3. 評価する項目

毎年度、市が策定する地域包括支援センター事業の方針に基づき、事業別に項目を設定。それぞれに細分化した実施基準の項目を設定。

【事業別の項目】

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1. 運営体制 | 2. 総合相談支援事業 |
| 3. 権利擁護事業 | 4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 |
| 5. 指定介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業 | 6. 介護予防推進事業 |
| 7. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 | 8. 地域ケア会議の実施 |
| 9. 認知症総合支援事業 | 10. 在宅医療・介護連携推進事業 |

4. 評価方法

① 地域包括支援センターの自己評価

各地域包括支援センターにおいて、事業の自己評価（5段階）を行うとともに、その評価の根拠を記載する。

② 行政評価

事業の過程や効果等を市が各地域包括支援センターへヒアリングを行い、地域包括支援センターの自己評価及び事業報告を踏まえて行政評価を行う。

③ 小牧市地域包括支援センター運営協議会にて報告

地域包括支援センターの自己評価及び行政評価を踏まえて、最終的な評価を行う。

5. 事業評価の流れ

事業を継続的に改善していくために、PDCA サイクルの考えで計画と評価を繰り返す。このサイクルを毎年度繰り返し、事業の質を高め地域包括支援センターの機能強化を図る。

【PDCA サイクルにおける評価】（別添スケジュール参照）



6. 評価基準

評価	評価基準
5	目標や取り組みに対し、業務が十分に評価できるもので、他の地域包括支援センターに対しても模範になるものであった。
4	目標や取り組みに対し、業務が評価できるものであった。
3	目標や取り組みに対し、業務が予定どおり遂行できた。 [標準]
2	目標や取り組みに対し、一部業務が遂行できなかった。
1	目標や取り組みに対し、業務が遂行できなかった。

- ・ 30項目のいずれにおいても「3」評価を前提としており、平均値が3点を満たすことで、必要な取り組みが行われたという結果になる。
- ・ 自己評価が「3」以外だった場合は、その理由を記載することとし、市の評価において地域包括支援センター全体の実績や取り組みを見る中で総合的に判断する。

7. その他

- ・小牧市地域包括支援センター運営協議会において最終的に確定した評価を市ホームページにおいて公表する。